

越前市制度融資 よくあるご質問 (R8.4.1 更新)

(越前市融資制度について)

Q1.土地の購入資金は融資対象になりますか。

A1.基本的に対象外となります。事業用施設に伴う土地取得の場合は土地購入と合わせて工場の建設など具体的な設備投資計画あれば、設備資金の対象となります。ただし、不動産業に限り、事業用施設以外の土地取得についても、投機目的以外であれば運転資金として対象となります。

Q2.本社や個人事業主の住所が他市でも、市内に事業所があれば融資対象となりますか。

A2.対象となります。ただし、設備資金の場合は、市内に設置する費用のみ対象です。

例) 本社住所 : 市外 市内に事業所あり → 対象
個人事業主住所 : 市外 市内に事業所あり → 対象
個人事業主住所 : 市内 市内に事業所なし → 対象外

Q3.社会福祉法人、宗教団体、NPO法人等は融資の対象になりますか。

A3.対象外となります。

Q4.借換は対象となりますか。

A4.対象外になります。

Q5.修繕費は設備資金として取り扱い可能ですか。

A5.修繕費の運転資金か設備資金の判断は、「経費」として修繕費を計上するなら運転資金、「固定資産」として修繕費を計上するなら設備資金となります。

Q6.年度内の融資限度額とは、累計の額ですか。年度ごとの額ですか。(物価高騰対策支援資金のみ)

A6.年度ごとの額になります。(融資上限額 3,000 万円/運転資金は 2,000 万円まで)

※運転資金 2,000 万円借入後、設備資金 3,000 万円の借入はできません。年度の借入総額が 3,000 万円までとなります。

Q7.市外の金融機関支店からの申請は可能ですか。

A7.事業者によって顧客管理店が市外の場合もあるため、その場合の融資の受付、実行については各金融機関の判断に委ねます。(可能)

ただし、金融機関から市への融資実行の報告は、各金融機関の市内の代表店から行ってください。

Q8.設備資金に店舗駐車場の取得費用及び整地費用の他に、登記費用も含まれますか。

A8.不動産等固定資産の取得に関して支出するものである場合は付随費用として一括して当該固定資産の取得価格に算入して資産計上することもできるため含まれます。

Q9.越前市の制度融資を検討中（小規模企業者向けお客様は個人事業主）。要件に市内で事業を1年以上継続とあるが、事業承継をした場合も対象になりますか。

A9.事業内容に変更がなく、代表者名のみが変更されたのであれば対象となります。

Q10.融資申込や申込書の会議所・商工会の意見欄の確認を貰ってから融資までの期間に制限はありますか。

A10.特にございませんが、協議を進めるにあたり内容が変更となった場合は新たに申請書や会議所等の確認を得てください。

Q11.個人事業主から法人成した場合は事業継続1年以上に含まれますか。

A11.個人事業主のころから起算して1年以上市内で事業を営んでいれば対象となります。

Q12.小規模企業者とそのほかの比較はいつの時点で行いますか。

A12.融資実行時の従業員数で判断します。※利子補給申請時ではございません。

Q13.従業員数を証する書類は何を添付したらよいですか。（物価高騰対策支援資金のみ）

A13.貸金台帳や法人事業概況説明書、青色申告決算書の写しを添付してください。なお、従業員数が膨大で貸金台帳が多くなる場合は任意の様式で従業員一覧ご作成いただき、書類に「内容について相違ない」旨を記載し、記名、押印したものを添付してください。

（利子補給について）

Q1.事業所が他市へ移転し市内に事業所を有していない場合、請求書はどちらの住所を記入すべきですか。

A1.移転先の住所を記載してください。ただし、移転するまでの期間分（越前市に事業所があった期間）のみ利子補給の対象となります。

Q2.不交付決定通知が届きましたが、どのような対応をすればいいですか。

A2.不交付通知のあった年度の交付はもうございません。補給条件に合致しない場合や交付年度の2月末日時点で市税に滞納があった場合は不交付となります。

Q3.賃金及び従業員数を証する書類は何を添付したらよいですか。(物価高騰対策支援資金のみ)

A3.任意の様式でご準備いただき、書類に「内容について相違ない」旨を記載し、記名、押印したものを添付してください。

Q4.常時使用する従業員の定義を教えてください。

A4.中小企業庁「中小企業の定義に関するよくある質問」Q3のとおりとします。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q6